

別表第二（第10条第1項第2号関係）

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については60円、A1判については110円）
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、530円）に12枚までごとに750円を加えた額
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき70円（A3判については130円、A2判については250円、A1判については510円）
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、440円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,500円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとにつき550円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 電子情報処理組織を使用する方法	0.5メガバイトまでごとに220円
	ト 幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	チ 幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,900円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	リ 幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,250円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円(16ミリメートル映画フィルムについては、12,300円、35ミリメートル映画フィルムについては14,000円)に記録時間10分までごとに1,550円(16ミリメートル映画フィルムについては3,650円、35ミリメートル映画フィルムについては4,450円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 一の項八、二の項八又は七の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		